



RIETI Policy Discussion Paper Series 10-P-019

ルール執行機関としての WTO —紛争解決手続および多国間監視の現在—

川瀬 剛志
経済産業研究所



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

ルール執行機関としての WTO
—紛争解決手続および多国間監視の現在—

川瀬剛志（上智大学／経済産業研究所）

要 旨

世界貿易機関（WTO）におけるドーハ・ラウンドの交渉は久しく進展がない。特に中印等の新興経済諸国の発言力の高まりとともに、従来の先進国を中心としたコンセンサス形成が困難になりつつある WTO には限界が指摘されるが、依然としてルールの執行機関としてこれまで達成した自由化約束の遵守確保に重要な役割を果たす。

第一に、紛争解決手続は、現行の紛争解決了解（DSU）による一層の司法化・自動化に伴い、実効的に機能してきた。たしかに一方では一部案件における紛争解決機関（DSB）勧告の履行遅滞や、地域貿易協定（RTA）の増加による貿易紛争解決のフォーラム競合など、WTO 紛争解決手続も現代的課題に直面していることも事実である。しかし、1995 年以来 400 件超の紛争が付託され、その多くを実効的に解決してきた実績が示すように、このことは WTO 手続の重要性を損なうものではなく、加盟国の評価も未だに高い。

第二に、多国間監視については、貿易政策監視制度（TPRM）および委員会・作業部会における通報・監視制度がその役割を果たす。これらは法的判断を示すわけではないが、相互評価による日常的・行政的なルール執行の手段として、フォーマルな紛争解決手続と併せてルールの執行に重要な地位を占める。特に今回の金融危機後の保護主義の抑制においてこの経験と蓄積が重要な機能を果たした事実は、記憶に新しい。

我が国がこのような WTO によるルール執行に裨益してきたことは、これまでの紛争事例から明白である。したがって、ラウンド停滞をもって無用の危機感を煽ることなく、ルール執行機関としての WTO の価値を最大限引き出すべくこれを活用することが、我が国通商戦略において有益である。

RIETI ポリシー・ディスカッション・ペーパーは、RIETI の研究に関連して作成され、政策をめぐる議論にタイムリーに貢献することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、(独) 経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

「全て終わった—ただ、それはなんら驚くべきことでも悲劇的な結末でもないが。」

（“It’s over — which is neither a surprise nor a catastrophe.”）¹

Paul Krugman

1 ドーハ・ラウンドの難航と WTO の制度的疲弊 — WTO の「危機」か？—

9.11 テロ直後にイスラム圏での開催が危ぶまれる中、2001年11月のカタール・ドーハにおける第4回世界貿易機関(WTO)閣僚会議は新ラウンドの開始に合意することに成功し、加盟国は経済グローバル化の進展に不退転の決意を示した。特に1999年の米国・シアトルにおける第3回閣僚会議では反グローバル化デモと加盟国の利害対立からラウンド立ち上げに失敗した後、ドーハには正に背水の陣で臨んだが、WTOは辛うじて最低限の体裁を繕った格好になった。しかし当初から加盟国の意見の隔たりは大きく、ラウンドは早くも2年後のカンクンにおける第5回閣僚会議ではなんらの合意形成に至ることなく、時間切れを宣言せざるを得ない事態に追い込まれた。その後ラウンドは幾度となく合意形成の機会を逸し、今日まで漂流を続け、満9年を迎える²。

ドーハ・ラウンドの対立軸は、中心的な交渉分野である農産物・非農産品市場アクセス(NAMA)においては、農業補助金削減をめぐる途上国と米国、関税削減をめぐる日本をはじめとした食糧輸入国とケアンズグループを中心とした農業国、そして鉱工業関税引き下げをめぐる先進国と新興経済国・途上国と、比較的明確である。また、これら以外でも、ダンピング防止(AD)措置の規律強化(ルール交渉)におけるゼロイング問題での米国の孤立や、貿易円滑化における途上国の頑なな消極的姿勢など、各所で交渉の行き詰まりが顕著である。

また、よりシステミックな視点から言えば、ロシアを除くBRICs諸国や農産物輸出国のリーダーとしてのオーストラリアがプレーヤーとして存在感を示し、今やG4やG6などと言われるラウンドの重要事項を決定する非公式少数国会合(いわゆるグリーンルーム)に参加するようになった。ウルグアイ・ラウンドまでの大西洋横断的な(transatlantic)米欧の枢軸、あるいはこれに日加を加えたいわゆる四極(Quad)を中心に物事が決まる「先進国クラブ」としての面影はもはやない。加盟国も執筆時点(2010年9月末)で153カ国に増え、このうち100を超える途上国が、特に農業では、G20(いわゆるG20サミットとは別)、G33、G90などといった 이슈別の合従連衡を繰り返しながら、存在感を示す。

¹ Paul Krugman, “Dead Doha,” <http://krugman.blogs.nytimes.com/2008/07/30/dead-doha/> (July 30, 2008, 8:11 AM).

² ドーハ・ラウンドの経緯については、経済産業省通商政策局(編)[2010]資料編1章を参照。

ラウンド難航の理由は、もちろんこうした WTO 加盟国の構成の変化だけではない。例えば、合意パッケージ全てについて一括合意するシングルアンダーテイキングの困難、米国のリーダーシップの欠如、ビジネス界による地域経済統合への軸足のシフト等が指摘され、また途上国が増えたということは、単に意思決定の困難だけでなく、国内インフラの未整備によりそもそも貿易自由化の恩恵を享受できない国が多数を占めることを意味する³。しかし制度的には、WTO の意思決定が基礎を置くコンセンサス方式⁴がこうした環境変化に対応できないことが、やはり大きな原因である。

WTO の意思決定は、このコンセンサス方式を基本としているが、常に要求されるわけではなく、一定の例外を除いて⁵、不可能な場合は本来なら単純多数決を取ればよい（WTO 設立マラケシュ協定 9 条 1 項）。しかし旧 GATT 以来の慣例として、ほぼ例外なくコンセンサスが採用され、他方で加盟国の増加や多様化、そしてパワーバランスの変動がコンセンサス形成を難しくしている。WTO 内でもこの問題は夙に認識されており、スパチャイ（Supachai Panitchpakdi）事務局長（当時）の諮問機関である賢人委員会の答申では、大多数の意見の一致がある一方で極めて少数の反対意見がコンセンサスの形成を妨げる場合、その理由を書面で説明させることが提案されている⁶。また、学界・政策実務からも、コンセンサス方式の見直しを含む WTO による実効的な意思決定についての多くの提案が、活発に論議されている⁷。

このようなドーハ・ラウンドの停滞の結果、昨今では識者の間でも「WTO 限界説」が囁かれる⁸。米国・ピーターソン国際経済研究所の研究チームが試算したところ、ドーハ・ラウンドの妥結によって世界全体で最大 3840 億ドルの輸出増、4090 億ドルの輸入増、GDP 換算 0.5%の貿易増が見込まれるとされるが⁹、たしかにこれだけの貿易拡大が 9 年の歳月をかけても達成されないラウンドに対して、国際社会が強い失望感を抱くことは当然である。このような事態の下では、各国が関税同盟、自由貿易協定（FTA）あるいは経済連携協定（EPA）などの地域貿易協定（RTA）に活路を見出すのもやむを得ない。

しかしながら、意思決定機構としての機能不全のみをもって WTO 限界論を囂しくするのは、早計である。結論を先取りして言えば、ルール形成の難航に比して、紛争解決手続お

³ Jones [2010] pp. 2-5.

⁴ コンセンサスとは、「その会合に出席しているいずれの加盟国もその決定案に正式に反対しない場合」と定義される（WTO 設立マラケシュ協定 9 条 1 項注 1）。よって、投票によって 1 カ国の反対も出ない全会一致（unanimity）とは区別される。WTO のコンセンサス形成については、Schemeil [2004]を参照。

⁵ 例えば協定改正や義務免除など一部の重要事項については特別多数決を採用している（WTO 設立マラケシュ協定 9 条 3 項(a)および 10 条）。

⁶ Sutherland et al. [2004] ¶¶ 280-290.

⁷ 例えば Araki [2008]、Steger (ed.) [2009] pt. II を参照。

⁸ 中川 [2009]; Blustein [2010].

⁹ Hufbauer et al. [2010].

よび多国間監視によるルールの執行機関としての WTO は、発足以来非常に堅調に機能しているからである。以下では、ルール執行機関としての WTO の現状を俯瞰し、意思決定機構としての WTO の停滞がこの役割を妨げるものではないこと、そして執行機関としての WTO が有する我が国の通商政策における重要性を、これまでの筆者の RIETI における研究成果を交えて紹介してゆく。

2 WTO 紛争解決手続の現在

2.1 手続の概要と成果

紛争解決了解 (DSU) に具現化される WTO 紛争解決手続は、伝統的な仲裁裁判や国際司法裁判所 (ICJ) の手続など他の国際紛争処理フォーラムとの比較において、顕著な特徴を有していることが指摘されている¹⁰。既に一般向けのものを含めて WTO 紛争解決手続の概説は多く出版されていることから、ここではその説明を繰り返すことは控えるが¹¹、その特徴について簡単に 4 点に整理して説明しておきたい。

- ・ 独立の第三者機関による判断を伴う準司法的手続：第一審のパネル (小委員会) は、事件ごとにアドホックに 3 名のパネリストで構成される。上訴審を受け持つ上級委員会では、最長で 2 期・8 年任期の専門家 7 名が委員として任命され、うち 3 人が部会 (division) を構成して 1 件を担当する。いずれも法律家、加盟国政府公務員 (外交官や経済官僚)、あるいは経済学者等の通商法・政策に通じた専門家であり、出身国の指示を受けることなく、裁判官同様に個人の立場で判断することが求められる (DSU 8 条 9 項)。DSU 自体の手続的規律はそれほど細かいものではないが、検討手続 (working procedure)¹²、DSU の解釈を通じたパネル・上級委員会による手続的判断、その他紛争当事国の慣行の集積によって、より精緻な手続へと発展を続けている¹³。
- ・ 強制管轄権：WTO 協定の解釈・適用をめぐる紛争は全て DSU の手続に付託すること

¹⁰ 以下に説明する国際紛争処理法から見た DSU の特徴について、詳細は岩沢 [2001]、メリルズ [2008] 9 章、Subedi [2010] を参照。

¹¹ 本稿は、WTO 紛争解決手続について読者諸賢のごく簡単な知識を前提として執筆している。手続の概要については、必要に応じて経済産業省通商政策局 (編) [2010] II 部 16 章を参照されたい。

¹² パネルの検討手続は DSU 附属書 3 に定めがあるが、具体的にはパネル毎に合意される。上級委員会については、DSU 17 条 9 項に基づき WTO 発足後に別途定められ、定期的に改定されている。最新版は 2010 年 9 月 15 日に発効した第 6 回改正版 (*Working Procedures for Appellate Review*, WT/AB/WP/6 (Aug. 16, 2010)) である。

¹³ パネル・上級委員会の手続的慣行や DSU の解釈を通じた司法化の進展については、川島 [2005a] および Mavroidis [2005] を参照。

が義務付けられる (DSU23 条)。このため、上級委員会によれば、付託された紛争について判断を回避するパネルの裁量は極めて限定されている¹⁴。このような包括的な強制管轄権は ICJ や国連海洋法裁判所も具備しておらず、全世界的な国家間紛争を扱う紛争解決フォーラムとしては、際立った特徴といえる。

- ・ 手続の自動性と柔軟性：パネルの設置、報告書の採択、対抗措置の承認等は、紛争解決機関 (DSB) が全てネガティブコンセンサス (全会一致による否決がなければ可とする) で行う (DSU6 条 1 項、16 条 4 項、17 条 14 項、22 条 6 項)。申立国の請求がそのままパネルの付託事項となる (DSU6 条 2 項、7 条 1 項)。以後の手続も、DSU に定めるスケジュールに準拠する検討手続に従い、自動的に進行する。他方、当事国は交渉による解決を懇請され、双方に合意があるかぎり、手続中断・中止の裁量が柔軟に認められる (DSU3 条 7 項、11 条 3 文、12 条 7 項・12 項)。
- ・ 履行監視および対抗措置による実効性の担保：被申立国に何らかの協定違反があった場合、違反是正を求めるパネル・上級委員会の判断は、DSB 採択を経て DSB の勧告・裁定となる (DSU16 条 4 項、17 条 14 項)。被申立国はその遵守を法的に義務付けられ、履行の進捗状況は DSB の監視に服する (DSU 21 条 6 項)。更に違反による貿易利益の侵害と同程度の対抗措置で遵守が担保されている (DSU22 条 2 項・4 項)。

このような特徴を有する WTO の紛争解決手続の成果は、以下のように数字にも明確に表われている。

表 1 WTO 紛争および報告書

事件数	414
パネル報告書	131
上級委員会報告書	78

(2010 年 9 月末現在) ¹⁵

まず事件数については、例えば ICJ において 1947 年の最初の事案 (コルフ海峡事件) か

¹⁴ 後掲注 42 および本文対応部分参照。

¹⁵ 数値は Leitner and Simon [2010] を基礎として、同論文の計算方法に準拠しながら 2010 年 9 月末までの状況を筆者がアップデートしたものである。

ら今日まで 60 年以上で 150 件に満たない付託件数であるのと比較すれば¹⁶、WTO の手続がいかに活発に機能しているかがよく分かる。また、旧 GATT も、1948 年の発効から 1995 年末でその役割を終えるまでの 48 年で、ちょうど 150 件の紛争を扱ったに過ぎない。150 件の付託と言え、WTO では既に発効から 4 年目にはこの件数に達している。

上記のように、DSU ではパネル設置、パネリスト選任、付託事項の決定、報告書採択、および対抗措置の承認等、重要にして最も当事国の利害対立が激しい手続上の段階はすべて自動化され、もはやその進行を妨げるものはない。従って、一般に申立国には極めて利用のハードルが低く、信頼性の高い手続であると言える。

手続の自動化とともに、DSU では当事国の満足の行く解決は優先され、合意ベースで手続の中止・中断には柔軟な裁量があることも、先に述べた。上記の数字を見ると、7 割近い紛争は現時点でパネルの判断に至っていないことを示す。このうち公式に WTO に何らかの解決ないしは紛争終了が報告されているものは、およそ全体の 4 分の 1 程度である¹⁷。その他 4 割程度の紛争については、現在パネル手続が進行中の最近の案件を除くと、大部分では協議段階ないしはパネリストの選任前で意図的に手続が停止されている¹⁸。

紛争解決手続のもう一方の意義は、その実効性を背景に、当事国に真摯な問題解決のための協議を促すことにあり、そのためにこうした手続の柔軟性は重要である。例えば高度に政治的な問題にかかわる米国・ヘルムズ＝バートン法事件（DS38）（対キューバ政策）や米国・マサチューセッツ州政府調達法事件（DS88, 95）（ミャンマー民主化運動弾圧）においては、貿易の観点から WTO が問題の措置の協定適合性について判断することにつき、その正統性が懸念された。両事件では当事国は紛争解決手続のプレッシャーを利用しつつパネル審理を中断し、最終的に別の方法で問題の解決に至った。

2.2 履行問題

反面、このように強力な制度であるが故の課題がないわけではない。DSB の勧告・裁定は拘束力を有し、その遵守を義務づけられるが、そうであればこそ、不履行が横行すれば WTO 紛争解決制度の存続意義を揺るがす。つまり、DSB の勧告・裁定が規範的に拘束力を有するにもかかわらず、加盟国がこれを敢然と無視することで、かえって紛争解決フォーラムとしての WTO の権威と信頼性はいつそう貶められることになる。

¹⁶ ICJ ウェブサイトによる (<http://www.icj-cij.org/docket/index.php?p1=3>)。

¹⁷ WTO 事務局が定期的に紛争の進捗状況を一覧として取りまとめている報告書の最新版（2009 年 1 月）によれば、その当方で全 390 件の紛争案件に対して、99 件が当事国の合意や公式に何らかの紛争の終了に至ったことが確認されている。Update of WTO Dispute Settlement Cases, WT/DS/OV/34 (Jan. 26, 2009).

¹⁸ 前注の WTO 資料を参照。

DSU では、当事国の合意する期間、または仲裁によって認められる原則 15 ヶ月以下の期間が履行のために認められ (DSU21 条 3 項(c))、この間に DSB の監視の下で違反を是正する必要がある。しかし、案件によってはこの間に履行が完遂できない場合、あるいは一応の履行措置があってもそれが十分か否かについて争いがある場合、DSU が具備する履行手続に事件が付されることになる。まず、当事国に DSB 勧告の履行措置の有無ないしは適否について争いがある場合、パネルを再招集して審理する (DSU21 条 5 項)。DSU には明記されていないが、このパネルの判断も慣行によって上級委員会に上訴されてきた。また、完全な履行がない場合は、対抗措置によって履行を促すことになるが、この対抗措置の額について争いが生じる場合、やはり仲裁に付される (DSU22 条 6 項)。

これまでこのような履行手続が取られた件数は以下のとおりである。

表 2 DSB の勧告・裁定後の履行手続

履行確認パネル報告書	28
同上級委員会報告書	18
対抗措置申請 (うち仲裁裁定)	33 (19) ¹⁹

(2010 年 9 月末現在) ²⁰

本稿末尾の表 4 は WTO 発足後の著名な履行難航案件を挙げているが、これらの殆どはこの手続を経ている。型通りには履行確認審、対抗措置申請、そして対抗措置額仲裁の手順で進むが、案件によっては履行確認審を 2 度行っている事件もある (1、10 (エクアドルのみ)、13、14)。逆に、不履行が明白で当事国に争いがなく、履行確認審を経ずに直ちに対抗措置申請・仲裁に至る事案もある (3、6、11)。他方、不履行は明白だが、当事国の交渉に委ねられ、対抗措置申請もない事案もある (5)。特に EC²¹・ホルモン投与牛肉禁輸事件 (DS26, 48) では、EC 側が履行確認パネルではなく、米・加の対抗措置の協定整合性を争う別の訴え (DS320, 321) を提起し、その中で実質的に EC の履行確認を行うという変則

¹⁹ なお、米国・綿花補助金事件 (DS267) では、問題の措置の異なる部分について異なる根拠に基づいて対抗措置額を算出するため、それぞれについて報告書が 2 本存在する。米国・バード修正条項事件 (DS217, 234) では、申立国 8 カ国が同一措置について対抗措置を申請し、8 本の報告書が配付された。EC・ホルモン投与牛肉禁輸事件 (DS26, 48)、EC・バナナ輸入制度事件 (DS27)、カナダ・乳製品補助金事件 (DS103, 113)、および米国 1916 年 AD 法事件 (DS136, 162) では、それぞれ申立国 2 カ国が同一措置について対抗措置を申請した。報告書はそれぞれ、2 本、2 本、0 本、1 本であった。これらの申請および報告書をそれぞれ同一紛争に関するものとして全て 1 件あるいは 1 本と計算すると、申請件数は 21 件、仲裁裁定は 9 件となる。

²⁰ 注 15 参照。

²¹ 2009 年 12 月 1 日のリスボン条約発効前は、WTO 加盟主体は欧州連合 (EU) ではなく、いわゆる「3 つの柱」の下で欧州共同体 (EC) であった。本稿ではこれを踏まえ、同条約発効前の事件名や事実については「EC」と記載し、以後のものおよび一般論については「EU」と記載する。

的な手順を踏んだ。

履行難航の理由は、第一義的には関連産業の政治的圧力にあることは言うまでもない。表4を見ても分かるとおり、米国の履行難航案件の多くは、国際競争力の衰退が指摘される鉄鋼産業に関連する事件である。同様に、EC・ホルモン投与牛肉禁輸事件も農業保護としての側面は否定しがたい。しかしそれだけでは説明のつかない案件もあり、実際のところ多岐にわたる要因の複雑な相互作用によって不履行が発生する²²。

判決がいかんして遵守されるかを考える際に、もちろん政治的・経済的な利得は十分な動機となる。上記のように問題の違反措置によって受益する産業の保護主義的圧力が強い場合に履行は滞るが、この場合、逆に対抗措置で輸出利益を失う産業があれば、それらが遵守を促す政治圧力になることを過去の事例が証明している。例えば米国・FSC 税制事件 (DS108) では約40億ドルの米国の対EC貿易の停止が認可された²³。この事件は元々DISC (内国国際販売会社) 税制事件と言われ、1972年にGATTに当時の欧州経済共同体 (EEC) が紛争を付託した。以後正に「30年戦争」の様相を呈するこの事件の解決は、米国の広い産業がECへの輸出利益を失う恐れがあったことが、最終段階で完全な履行に結びついた。

逆に、案件によっては対抗措置が功を奏しない可能性もある。例えば、米国・1916年AD法事件 (DS136, 162)、米国・熱延鋼板AD税事件 (DS184)、および米国・バード修正条項事件 (DS217, 234) では、それぞれ米国内法そのもの (law as such) が協定違反を構成することが指摘された。しかしDSU22条4項が認める対抗措置は「無効化又は侵害の程度と同等のもの」である。具体的には、違反となる措置が存続する場合、当該措置による制限の下で実現できる貿易額と、措置が撤廃されたならあり得た貿易額の差額を意味する (反実仮想分析 (counterfactual analysis)) ²⁴。この方式では、法令の存在自体による貿易の萎縮効果等は勘案されず、当該法令を実際に適用した結果たる貿易阻害額のみが制裁額となる²⁵。特に、この額が小さいときは、上記の米国・FSC 税制事件のように十分な輸出利益の動員に繋がらないことがある。

しかし履行・不履行の動機は、短期的な利益にのみ依存するものではない。例えばWTOのようなレジームでは、将来にわたり協力関係が永続することが前提となっている。よって、準司法判断の履行を含むルールの不遵守は、当該加盟国の「評判 (reputation)」あるいは「信頼性 (credibility)」を低下させ、長期的利益の問題としてレジーム内での将来の

²² 本節における以下の議論の詳細は、川瀬・荒木 (編著) [2005]の各章およびKawase [2008]を参照されたい。

²³ Arbitrator Decision, *US – FSC (Article 22.6 – US)*, ¶ 8.1, WT/DS108/ARB (Aug. 30, 2002).

²⁴ この考え方を最初に示したのは、EC・バナナ輸入制度事件譲許停止仲裁である。Arbitrator Decision, *EC – Bananas III (US) (Article 22.6 – EC)*, ¶¶ 7.1-7.8, WT/DS27/ARB (Apr. 9, 1999).

²⁵ Arbitrator Decision, *US – 1916 Act (EC) (Article 22.6 – US)*, ¶¶ 5.48-5.79, 6.14-6.17, 7.8-7.11, WT/DS136/ARB (Feb. 24, 2004).

交渉ポジションを劣化させる。WTO の文脈では、例えば被申立国が申立国を含む他の加盟国の協定遵守によりこれら海外市場へのアクセスを享受しようとする場合、将来はそれを期待できない。また、協定違反が常態化することは、将来のラウンドで被申立国が行う約束の信頼性を低下させ、自国が望むような譲許を相手から引き出すことも困難になる。

このように、長期・短期にかかわらず、パワーと利益に基づく規範遵守のメカニズム²⁶は、アイデアとしては直感的に理解しやすい。しかし、国際法の遵守はより規範的な要因によって担保されるという考え方も他方で有力である。このような学説では、規範の正当性／正統性 (legitimacy) ²⁷の問題が遵守に影響することが指摘されている。つまり、妥当性のない、あるいは説得力を欠くルールや、そもそもその命じるところが明確ではないルールでは、遵守は期待できない²⁸。以下に述べるように、不履行案件のいくつかには、対抗措置に代表される利得構造の問題だけでなく、同時にこのような正当性／正統性の問題が介在していることが伺える²⁹。

まず、時にパネル・上級委員会の判断は交渉時の当事国の意思と食い違うか、その妥当性に疑問がある場合がある。例えば米国・越境賭博サービス事件 (DS285) では、米国がインターネットを通じた越境的な賭博サービスの自由化を約束したか否かが問題になったが、米国にはその認識はなかった。しかしパネル・上級委員会は、約束表の当該箇所を解釈し、果たして越境賭博サービスの自由化を米国が約束したものと判断した³⁰。また、米国・綿花補助金事件 (DS267) でも、交渉時における米国の認識では農業協定 10 条 2 項により輸出信用保証は当面制限を受けないことになっていたが、パネル・上級委員会の解釈はこれとは異なった³¹。

また、米国は輸入救済法関連案件におけるパネル・上級委員会の解釈について、その妥当性に疑念を抱いている。例えば、米国・ゼロイング事件 (DS294)、米国・ゼロイングおよびサンセットレビュー事件 (DS322) では、AD 協定の関連規定は必ずしもいわゆるゼロイングについて明確な規定を置いていないが、上級委員会はほぼ全ての局面でダンピングマージン計算におけるゼロイングを禁止するとの判断を示した。DSB での報告書採択にあた

²⁶ このように遵守の理由を利得に求める理論については、例えば Guzman [2008] chs. 2-3 および Simmons [2009] ch. 4 を参照。

²⁷ この文脈においては、規範内容およびその具現化としての個別の WTO における準司法判断が正しい、そして加盟国に広く妥当なものとして認識されるという、双方の意味を“legitimacy”から導き出している。

²⁸ Chayes and Chayes [1995] ch. 1, pp. 127-136; Franck [1995] ch. 2.

²⁹ 利益ベース・規範ベース双方の要因が DSB 勧告遵守に作用している点については、国際政治経済学のアプローチから論証されている。川瀬・荒木 (編著) [2005] 4 章・5 章。

³⁰ Appellate Body Report, *US – Gambling*, ¶¶ 162-213, WT/DS285/AB/R (Apr. 7, 2005).

³¹ Appellate Body Report, *US – Upland Cotton*, ¶¶ 605-628, WT/DS267/AB/R (Mar. 3, 2005).

り、席上米国は上級委員会の判断を批判するペーパーを配付して強い不満を示し³²、米国の不履行が解釈の妥当性の有無に動機付けられていることを明らかにしている。

更に、解釈を超えて、自由貿易と競合する政策目標や価値の存在も履行に大きく影響する。例えば EC・ホルモン投与牛肉禁輸事件や EC・遺伝子組換物質事件 (DS291, 292, 293) では、消費者不安に代表される食品安全問題の心理的・社会的側面に依拠せず、科学的証拠を重視する衛生植物検疫 (SPS) 協定の妥当性が問われた。また、米国・FSC 税制事件を通じて適用される補助金協定は、租税体系のあり方に介入する結果をもたらすことの是非が問われた。このように、加盟国の極めて主権的な政策選択を拘束することへの不満は、パネル・上級委員会の判断を超えて、むしろ DSU を含む WTO 協定の内容それ自体への規範意識の問題と言えよう。

また、明確性について言えば、パネル・上級委員会の判断から何を命じられているのかが必ずしも明確でないがゆえに、履行が滞る場合がある。パネル・上級委員会は、個別案件の解決に必要と思われる範囲を超えて判断を示すことを差し控える傾向にあり、このことが時に履行に必要な措置が何であるかを分かりにくくする。例えば米国・著作権法 110 条事件 (DS160) では、TRIPS 協定 13 条の著作権料免除例外として許される範囲につき、パネルは米国法がこれを超えていると判示しつつも、その外延を必ずしも明確にしなかった³³。このため、当事国間に履行段階で必要な措置について争いが生じている。

問題解決に必要な最低限の請求のみに判断を留めるパネルの謙抑的姿勢は、訴訟経済、つまり問題の措置の協定違反を認定するのに十分な請求のみ判断し、残余については判断を控える慣行に結びついている。訴訟経済の行使はパネルの裁量に属するが、当事国の速やかな実施を可能ならしめる明確な DSB 勧告を妨げるものであってはならない³⁴。しかし、パネルが判断しなかった部分について問題の措置の協定整合性が履行確認手続において再度検討される余地を残す場合、訴訟経済も履行の遅滞・難航の原因になる。

また、パネル・上級委員会はいわゆる特定履行の勧告に類似した履行方法の提案の権限を有するが (DSU19 条)、これを殆ど行使しない。EC・ホルモン投与牛肉禁輸事件では、パネル・上級委員会での判断は、基本的に輸入制限が成長促進ホルモン投与牛肉の健康への悪影響に関する危険性評価に基づかないことを理由に、当該措置を SPS 協定違反と断じた³⁵。

³² Communication from the United States: *US – Zeroing (Japan)*, WT/DS322/16 (Feb. 26, 2007); Communication from the United States: *US – Zeroing (EC)*, WT/DS294/18 (June 19, 2006); Communication from the United States: *US – Zeroing (EC)*, WT/DS294/16 (May 17, 2006).

³³ 本件で問題となる米国法の事業者向け著作権料例外は、極めて広い免除であった。パネルは TRIPS 協定 13 条の例外が限定的であるとのごく一般的な解釈のみを示し、それ以上に当該例外規定の外延を明示することなく、簡単に問題の措置の協定不適合を判断することができた。Panel Report, *US – Section 110(5) Copyright Act*, ¶¶ 6.102-6.159, WT/DS160/R (June 15, 2000).

³⁴ Appellate Body Report, *Australia – Salmon*, ¶ 223, WT/DS18/AB/R (Oct. 20, 1998).

³⁵ 上級委員会は、EC の措置が SPS 協定 5 条 1 項の危険性評価に基づいていない点のみをもって協定違

しかし上級委員会の判断の履行は、危険性評価のやり直しをもって十分と理解すべきか、あるいはそもそも措置撤廃を求めているかについて、当事国に争いが残った。このような事態は、パネル・上級委員会が履行方法を示唆すれば防ぎうる。

最後に、二審制を維持している以上、上級審で判断が覆されることがあるが、このことが迅速な履行を妨げることがある。カナダ・乳製品補助金事件（DS103, 113）では第1回目の履行確認パネルの判断を上級委員会が覆し、その事実認定を無効なものと判断した。ところが、法律審としての上級委員会には事実認定をやり直す権限はなく（DSU17条6項）、また、差戻しもできない。この結果、判断不能を宣言せざるを得ず³⁶、申立国は2回目の履行確認手続開始を余儀なくされた。

2.3 貿易紛争解決フォーラムの断片化

1990年代以降の地域経済統合の隆盛には目を見張るものがあるが、このことは、全世界における無数の「ミニWTO」の林立を意味する。FTAに代表されるRTAも要するに物品・サービス貿易の自由化や知的財産権保護など、その機能はWTOと基本的に同様であり、両者の規律内容が類似・重複するのは当然のことである。しかし他方で、このことは、紛争解決手続の分化による国際通商法の「断片化（fragmentation）」を招く恐れがあることに留意しなければならない³⁷。

RTAの規律はWTOのそれと実質的に同じか、WTO協定の一部を参照ないしはRTAの法的義務の一部に取り込んでいるものが多い。例えば、日・シンガポールEPA13条の内国民待遇規律は、「各締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対し内国民待遇を与える」と定められている。また、NAFTAでも同様に、1201条において、GATT20条の一般的例外規定が「包摂され、本協定の一部となる（are incorporated into and made part of this Agreement）」と規定される。また、このように具体的なWTO協定の特定条文に言及せずとも、例えばEU・チリFTA77条のように、GATT3条とは異なる文言を使いながら、実質的に同じ内容となる、産品課税に関する内外無差別（内国民待遇原則）を規定するものもある。

このような事態はRTAがWTOのサブシステムであるかぎり、当然と言える。つまり、RTAはGATT24条の条件を満たすかぎり、無差別原則の例外として他のWTO加盟国より

反を認定し、その他の請求に関してパネルの判断を覆した。Appellate Body Report, *EC – Hormones*, ¶¶ 199-200, 206-208, 253, WT/DS26/AB/R, WT/DS48/AB/R (Jan. 16, 1998).

³⁶ Appellate Body Report, *Canada – Dairy (Article 21.5 – New Zealand and US)*, ¶¶ 80-82, 90, 101-104, WT/DS103/AB/RW, WT/DS113/AB/RW (Dec. 3, 2001).

³⁷ 以下、WTOとRTAの規律および紛争解決手続の断片化と調整の議論は、RIETIでの研究成果のもとに川瀬 [2008]で包括的に論じた。この問題に関する以後の業績として、Hillman [2009]、Pauwelyn and Eduardo Salles [2009]、およびSteger (ed.) [2009] ch. 14を参照。

も RTA 締約国間の貿易に有利な待遇を与えることを許される。ただし、それ以外の規律については、WTO に適合したものでなければならない³⁸。

他方、規律が RTA と WTO で事実上同一、あるいは少なくとも実質的に同内容である場合、これらをめぐる紛争は WTO にも RTA にも付託することができる。しかしその場合に、双方の紛争解決フォーラムで結論が食い違う危険は否定できない。例えば、ブラジルは、アルゼンチンの AD 税について MERCOSUR 仲裁裁判に付託したが、ブラジルの訴えは退けられた。引き続いてブラジルは全く同じ措置を WTO に付託したが (DS241)、今度はアルゼンチンの協定違反が認められた。また、ブラジルが導入した公衆衛生保護目的の再生タイヤ輸入禁止については、ウルグアイの訴えにより、MERCOSUR 仲裁裁判所は MERCOSUR 諸国に対する制限が域内市場自由化義務に反すると判断し、その結果、ブラジルは MERCOSUR 諸国からの輸入に対する規制のみ解除した。ところが、同じ措置をめぐる紛争を EC が WTO に付託したところ (DS332)、反対に上級委員会は、この MERCOSUR 適用除外が任意・正当化されない差別であり、GATT20 条柱書に適合しないと判断した³⁹。

更に、かかる事態は個別紛争の解決に極めて都合が悪いばかりでなく、中長期的には、WTO が目指す国際通商への統一的な法の支配を損なう恐れもある。つまり、先に挙げた WTO 協定と実質的に重畳する RTA の規律に関する紛争が RTA 内の手続によって処理されると、後者では WTO とは異なる解釈が積み重なる可能性が生じる。このことは国内の裁判所でも時に法の解釈・適用が地裁レベルで異なることから容易に想像できる。しかし国際通商法についてはその解釈の乖離を是正する「最高裁」はなく、このような事態が続けば、本来 WTO のサブシステムとして存在するはずの RTA が、WTO 協定適用の一貫性を蝕む結果を生じさせかねない。

一例を挙げると、例えば「貿易と環境」論争で注目を集める GATT20 条(g)は、有限天然資源の保存に関する貿易制限措置を、GATT が定める無差別・自由貿易に関する諸々の義務の例外として規定している。この条文については、米国・ガソリン精製基準事件 (DS2)、米国・エビ輸入制限事件 (DS58) を通じて、今でこそ上級委員会によってある程度解釈が確立されている⁴⁰。しかしそれ以前の GATT1947 時代末期の 1990 年に、米加自由貿易協定 1201 条によって同協定の規律の一部とされた GATT20 条(g)が援用された際、当時のカナダ・サケおよびニシン輸出制限事件パネルは、現在の WTO 上級委員会とは相当異なる解

³⁸ Appellate Body Report, *Turkey – Textiles*, ¶¶ 44-46, WT/DS34/AB/R (Oct. 22, 1999).

³⁹ Appellate Body Report, *Brazil – Retreaded Tyres*, ¶¶ 224-229, WT/DS332/AB/R (Dec. 3, 2007).

⁴⁰ Appellate Body Report, *US – Shrimp*, ¶¶ 125-145, WT/DS58/AB/R (Oct. 12, 1998); Appellate Body Report, *US – Gasoline*, D.S.R. pp. 12-20, WT/DS2/AB/R (Apr. 29, 1996).

積を示した⁴¹。

こうした事態の発生を防止するために、RTA には何らかの紛争解決フォーラム調整条項が備わっていることが多い。つまり、ある紛争が RTA と WTO や他の国際協定の双方に関係し、それぞれの紛争解決フォーラムに係属しうる場合、どこが優先的に管轄権を持つかを予め定める。中でも最も一般的なのは、ある紛争について当事国が先に付託したフォーラムの管轄権を優先する「先行フォーラム優先型」で、米州やアジア大洋州の RTA に多く見られる。我が国の EPA の手続も例外なくこの方式を利用している。

2 番目の方式は RTA または WTO の手続のどちらかを優先する。このうち全面的な RTA 優先の規定は今のところ見られないが、紛争が環境問題や食品安全など一定の主題に関する場合、あるいは当事国が 3 以上の RTA において 2 以上の当事国が同一紛争について訴えを提起する場合などについて、RTA 優先が散見される。逆に原則として全ての紛争で WTO を優先するのは、EU・チリ FTA のみである。

3 番目の方式は無調整型だが、これは単に調整条項が何もないもの、あるいは積極的に WTO・RTA のどちらにも付託できることを明記するものに分かれ、欧州やアフリカの RTA に多く見られる。

表 3 RTA における紛争解決フォーラム調整方式の類型

調整方式の類型		例
先行フォーラム優先型		NAFTA、日・メキシコ EPA、米・オーストラリア FTA
一方を優先	RTA 優先型	カナダ・チリ FTA、EFTA・メキシコ FTA
	WTO 優先型	EU・チリ FTA
無調整	消極型	EU・スイス FTA、中国・香港経済貿易緊密化協定
	積極型	独立国家共同体 FTA、EU・南アフリカ FTA

しかし、これらの方式の調整機能にはいずれも難がある。最も一般的な先行フォーラム優先型では、RTA および WTO に付託される紛争が「同一の紛争」であるかぎり、双方のフォーラムに付託されることが禁じられる。しかし、国際法において同一紛争とは、通常は紛争主題、つまり事実や請求原因が同一であることを意味する。いかに規律内容が同一、あるいは WTO 協定を引用しているとは言え、WTO 協定と RTA は別個の法であり、それぞれに基づく請求は同一たり得ない。その意味では、同一紛争概念に基づく先行フォーラム優先は機能しない。

⁴¹ CUFTA Ch. 18 Panel, *US – Salmon and Herring*, ¶¶ 7.01-7.11, CDA-89-1807-01 (Oct. 16, 1989).

また、このような条項は WTO においてなんら効果がない。WTO においては、WTO の管轄権が及ぶ紛争について加盟国は WTO への付託を義務付けられ (DSU23 条 1 項)、メキシコ・飲料税事件 (DS308) において上級委員会が説示するように、パネルは WTO 協定外の根拠によって判断を避ける余地はない⁴²。従って、申立国が RTA への紛争付託と同時あるいは事後に WTO に紛争を付託しても、後は上記のように自動的に手続が進行する。このような問題点は、RTA 優先型にも該当する。

無調整型は単なる問題の放置に過ぎない。例えばアフリカでは RTA のネットワークが重層的に張り巡らされており、特にその一部は欧州司法裁判所 (ECJ) を範とした超国家的な裁判機構を設けている⁴³。こうした紛争解決フォーラムが WTO に類似した RTA の条項について独自の判断を下し、それが WTO 協定の実質と異なっていれば、WTO 協定はアフリカ地域において実効性を失う⁴⁴。

RTA 優先型にも同じ問題が指摘できる。いまのところ、RTA 優先は限定的だが、例えば NAFTA は先行フォーラム優先型を原則としながら、2005 条では環境、衛生検疫、および規格・基準に関する紛争のみ、WTO に優先して NAFTA に付託できることを規定している。しかしこれらの領域については、先に紹介した EC・ホルモン投与牛肉禁輸事件をはじめ、WTO では NAFTA 以上に判例が集積されている。このため、今後 NAFTA への紛争付託を優先していくと、WTO 判例との乖離の恐れがある。

加えて、RTA の紛争解決手続は未成熟であることにも留意すべきである。WTO の自動的・強制的な手続とは異なり、RTA の紛争解決手続は、例えば進行管理に当事国の合意を要するものが多く、特に付託事項やパネリスト選任等に被申立国との合意がないと審理が前進しない。例えば NAFTA の米国・トラック輸送サービス事件では、パネリストの指名について当事国の合意に手間取り、結論が出るのに 6 年以上もかかった。

以上のことに鑑みると、結論として、仮にある紛争が WTO でも RTA でも処理できる場合、やはり WTO に付託されるべきであろう。その意味では、RTA では原則として包括的な WTO 優先型を規定しておく必要がある。

この問題に関連して、現在 WTO に係属している米国・マグロ製品ラベリング事件 (DS381) について、2010 年 9 月に被申立国の米国が管轄権に関するパネル設置要請を NAFTA に行った。米国によれば、本件が規格・基準の規律に関する案件であるため、NAFTA2005 条 4

⁴² Appellate Body Report, *Mexico — Taxes on Soft Drinks*, ¶¶ 45-57, WT/DS308/AB/R (Mar. 6, 2006).

⁴³ 例えば中央アフリカ経済・通貨共同体 (CEMAC)、東部アフリカ共同体 (EAC)、西部アフリカ経済共同体 (ECOWAS) など。

⁴⁴ アフリカの RTA と WTO の紛争解決手続の調整については、Oduor [2005]および Pauwelyn [2004]を参照。

項に基づき NAFTA に優先的に係属すべきとされる⁴⁵。他方、既に WTO 紛争では意見書の提出も済んでおり、2011 年 2 月頃のパネル報告書配付を予定している。今後の展開は、現行の WTO・RTA 間のフォーラム調整のあり方に重要な示唆を与えるものとして、注目される。

2.4 DSU 改正は必要か？

しかし実際のところ、これらの問題が WTO 紛争解決手続の信頼を揺るがす水準で起きているかと問われれば、現時点では否である。まず履行問題について言えば、WTO 手続の履行状況は、例えば ICJ など他のフォーラムとの比較でも群を抜いて優れており⁴⁶、表 4 のように未履行案件も解決に向かっているものがある（3、6、7）。特に米欧間の数十年レベルの長期・大型紛争に一定の履行ないしは解決をもたらしたことは、特筆すべき成果である（1、10、11）。

先に触れた賢人委員会の報告書でも、現行 DSU は十分機能していると評価されている。たしかに同報告書は、途上国の執行力不足の観点から金銭代償の可能性に触れており⁴⁷、例えば最近のボーン（Chad P. Bown）らによる対抗措置に関する包括的な研究成果でも、一部途上国の経験から対抗措置が機能しにくいケースが指摘されている。しかし他方でボーンらは、履行の成否は対抗措置のみならず先に述べた長期的コストにも依存するので、市場規模が小さな途上国にとっても現在の対抗措置制度は十分にレバレッジとして機能すること、また、額の多寡にかかわらず申立国の履行を求める真摯な姿勢を示すメッセージとなる点で有効であったことなどを明らかにしている⁴⁸。

賢人委員会報告書によれば、履行は対抗措置など既存の執行メカニズムの問題ではなく、むしろ WTO 紛争解決手続の信頼性や公正な運用に対する支持・不支持に関する大国の「一般的姿勢（the general attitude）」の問題であるとされる。この「一般的姿勢」の基礎には先に説明したパネル・上級委員会の判断への規範意識があるものと言えるが、賢人委員会はパネル・上級委員会の判断の専門家グループによる事後的な検討を提案することで、判断の妥当性確保を試みている。ただしこのことは、パネル・上級委員会の準司法機関としての独立性を否定するものではない。賢人委員会は、ドーハ・ラウンドの一環である DSU 改正交渉において、当事国の合意によるパネル・上級委員会報告書の部分的削除を米国・

⁴⁵ “U.S. Tuna-Dolphin Panel Request Could Clarify NAFTA-WTO Relationship,” *Inside U.S. Trade*, Oct. 1, 2010, pp. 1, 23-25.

⁴⁶ Posner [2009] ch. 7.

⁴⁷ Sutherland et al. [2004] ¶ 243.

⁴⁸ Bown and Pauwelyn (eds.) [2009] chs. 2, 9, 15. なお、長期的コストに類するコストは、同書では「共同体コスト（community cost）」と称されている。

チリが共同で提案したことを念頭に、むしろ判断に政治介入を許すような改正に強く反対している⁴⁹。

他方、WTO・RTA 間の紛争解決フォーラムの断片化については、特段の改正論は今のところ提起されていない。理由のひとつは、今のところ上記に挙げた紛争を含む一部の例外を除き、このような懸念があまり現実のものとなっていないことであろう。実際のところ断片化が懸念されるケースは、主に NAFTA と MERCOSUR に偏重しており、広く WTO 加盟国に差し迫った課題ではない。

むしろ、この問題を見無視することは、中長期的に国際通商に対する法の支配の一貫性と予見可能性を蝕む恐れがあることは事実である。しかしその場合でも、これは EU・チリ FTA のような WTO 優先型をモデルとして、RTA のほうが WTO 手続へ貿易紛争解決の一元化を図るべき問題と言える。特に数百に上る RTA の紛争解決フォーラムが積極的に活用され始めた時、WTO パネル・上級委員会がこれらの判断に全て調和的に WTO 協定を運用することは不可能である。WTO 自身は一貫性を維持しつつ協定を運用し、これを基準としながら RTA のフォーラムが関連協定の解釈を行うか、あるいは WTO に紛争解決機能をなるべく委譲すべきであろう。

RTA は基本的にゼロ関税を含めて大幅に WTO よりも低い関税率で約束しており、また通商ルールでも一部 WTO より厳しい規律が課されている。RTA の紛争解決フォーラムはこうした WTO プラスの義務や、投資のようにそもそも WTO がカバーしていない領域で依然重要な機能を果たすことができ、WTO 手続と相互補完的な関係に立つことで、より実効的な通商ルールの執行を確保できる⁵⁰。

現行の DSU 交渉では様々な技術的な改正提案が行われているものの、大勢は現行 DSU に満足の色を示し、極端な改正案には支持が集まりにくい。また、全体的にラウンドが停滞する中、2003 年 5 月末の交渉妥結の当初期限後は目立った進展はない⁵¹。賢人委員会報告書も現行 DSU の機能を評価し、現行協定に害をなすような改正を戒めているが⁵²、かかる意見の基礎となる事実はそれから 5 年を経た現在でも変化はなく、依然として DSU の実効性は満足の行く水準を保っていると評価できる。

3 多国間監視制度 —行政的・日常的な監視によるルール執行—

3.1 委員会における通報制度

⁴⁹ Sutherland et al. [2004] ¶¶ 245, 255.

⁵⁰ 川瀬 [2008] (2) pp. 32-34.

⁵¹ DSU 交渉については、川瀬 [2005]および Kessie [2004]を参照。

⁵² Sutherland et al. [2004] ¶¶ 214, 254.

WTO のルール執行は紛争解決手続ばかりではなく、より日常的・行政的な営為の中で行われることも忘れてはならない。その役割を担うのが各理事会・委員会である。WTO には最高意思決定機関の閣僚会議（WTO 設立マラケシュ協定 4 条 1 項）の下に、3 つの理事会（物品、サービス、知的財産権）が設立されており（同 5 項）、更にその下部組織として委員会・作業部会等が数多く設置されている（同 6 項・7 項）。このうち、特に物品理事会の下におかれている各委員会は、WTO 協定附属書 1 A（物品に関する協定）に含まれる各協定の実施機関としての役割を持っている。このことは、AD 委員会やセーフガード委員会のように、各委員会が協定の名前を冠していることから明らかである⁵³。

これらの理事会・委員会には、通報制度を通じた情報集約機能が備わっている。例えば先に挙げた AD 委員会やセーフガード委員会には、国内法令の制定・改正、個別的な AD 税・セーフガードの調査開始・措置の発動等に当たって、加盟国は通報を義務付けられる（AD 協定 16.4 条／セーフガード協定 12 条 1 項・4 項）。これらの通報は WTO 公文書として加盟国に配付されるとともに、直近の委員会の議題として討議される。特に輸出国が個別措置のもたらす経済的損失や協定整合性に鑑みて問題提起すると、当該措置について関係国が委員会での議論を軸に協議を重ね、着地点を探り、また時に措置を修正・撤回し、紛争化を未然に防ぐことができる。

このような委員会の作用については、特に SPS 協定の実施と SPS 委員会の機能に着目する研究成果が公表されている。SPS 協定については、ともすれば上述の EC・ホルモン投与牛肉禁輸事件、EC・遺伝子組換物質事件に代表されるパネル・上級委員会での議論のみが耳目を集めるが、紛争解決手続に付託されなかった案件が数多く SPS 委員会内で処理されている。SPS 協定にも各国の SPS 措置の通報義務があり（SPS 協定 7 条）、個別問題に関する委員会での関係国の協議・交渉が奨励される（同 12 条 1 項）。委員会では「特定の貿易関心事項（Specific Trade Concerns）」として議題登録され、通報のあった個別措置について当事国が説明する。この過程で、検討される措置の自国への影響について多くの国々に関心を持ち、更には関係国間の問題解決のための協力が触発される。その結果、1995～2009 年の 290 件の特定貿易関心事項のうち、ちょうど 3 分の 1 に相当する 97 件が全面的ないし部分的な解決に至った⁵⁴。例えば EC のコレラ防止目的の果物輸入制限のように、この議論の過程で無意味であることが明白となり撤廃された事案、更にはインドネシアの果物輸入制限のように、逆に輸出国のニュージーランドが問題の害虫を駆除することにより制限撤廃に至った事案もある⁵⁵。

⁵³ 最新の日本語版の WTO 組織図は経済産業省通商政策局（編）[2010] p. 199 を参照。

⁵⁴ *Specific Trade Concerns: Note by the Secretariat*, ¶ 9, G/SPS/GEN/204/Rev.10 (Feb. 10, 2010).

⁵⁵ 以上、SPS 委員会の紛争解決機能については、内記 [2007]および Lang and Scott [2009]を参照。

たしかに WTO においては紛争解決手続が DSU に集約し、その結果、例えば東京ラウンドコードの下で旧 AD 委員会が有していた紛争解決機能が現在の AD 委員会には備わっていないことや、繊維についても強力な DSU が存在するため繊維監視機関 (TMB) への紛争付託が減少したことが指摘されている⁵⁶。しかし上記のように、委員会が紛争解決に果たす非公式かつ予防的な役割は、DSU を補完するものとして依然重要であることは明らかである。

3.2 貿易政策検討制度

同様に行政的・非強制的な執行メカニズムとして、WTO には貿易政策検討制度 (TPRM) が備わっている。TPRM は通商政策に関するいわばカントリーレポートを定期的に刊行する制度であり、審査は世界貿易のシェアにおける 4 大加盟国については 2 年毎⁵⁷、それに準じる 16 カ国については 4 年毎、それ以外については原則として 6 年毎に実施される。報告書は、審査対象の加盟国・事務局双方が準備する報告書と貿易政策検討機関 (TPRB) における討議の結果を収めた議事録により、ひとつのセットとして構成される⁵⁸。2010 年 9 月末現在、WTO 発足から計 232 件の審査が実施されており⁵⁹、我が国については 2009 年 2 月が直近で、計 7 回を数える。

審査報告の内容は、審査対象国の通商政策全般に及ぶ。例えば最新の TPRB 年次報告書を参照すると、2009 年中の審査において共通した調査項目として、通商政策の意思決定の透明性、経済環境と貿易自由化、当該加盟国の RTA と WTO の関係、輸出入制限・許可制、AD 税等輸入救済法の利用、技術・衛生基準、補助金・免税等、一般的背景から WTO 協定に沿って整理された個別措置まで幅広くカバーしている⁶⁰。

TPRM は、「協定に基づく特定の義務の実施若しくは紛争解決手続の基礎となること又は加盟国に新たな政策に関する約束を行うよう要求することを目的とするものではない」(TPRM パラ A(i)) とされている。しかし同時に、TPRM の目的は、WTO 協定下の「規則、規律及び約束の遵守の状況を改善」(同) することにある。この点について、まず同じく TPRM の目的である「加盟国の貿易政策及び貿易慣行について一層の透明性を確保」することをもって、上記の委員会通報を補完し、情報収集の取引コストを下げる。また、報告書自体は個別措置につき法的評価を下すわけではないが、審査は WTO 協定の義務に照ら

⁵⁶ Kufuor [2004] ch. 4.

⁵⁷ WTO 発足以後米・加・日・EU であったが、現在はカナダが中国に入れ替わっている。

⁵⁸ TPRM の手続概要については、Laird [1999]を参照。

⁵⁹ WTO ウェブサイトのリストより算出 (http://www.wto.org/english/tratop_e/tpr_e/tp_rep_e.htm)。

⁶⁰ *Trade Policy Review Mechanism: Report of the Trade Policy Review Body for 2009*, ¶ 12, WT/TPR/249 (Oct. 29, 2009).

して実施され、相互評価（peer review）による制度是正の圧力を生む。

更に、報告書自体が法的評価を示さないにせよ、個別紛争の解決を補完する機能がある。すなわち、ある措置が報告書で取り上げられたことが個別紛争解決の端緒となり得る。加えて報告書の事実に関する記述は、個別紛争における事実の立証の基礎となり得る⁶¹。

報告書は、法的評価から政策的評価に位相を変えつつ、時に個別措置を明確に批判する。政策的評価の引証基準は、いきおい WTO 協定の基礎となる無差別・自由な貿易の原則となるので、協定整合性の評価にも一定の示唆を与える。例えば、2010年9月末の米国の TPRM 事務局報告書は、バイアメリカン条項に代表される金融危機対策予算をめぐる公共調達が国産優遇であることを詳細に紹介している。また、GM・クライスラーに対する公的資金投入には一定レベルの米国内での生産維持を条件とし、補助金の「流出」を防いでいることを指摘する。また、米国の農業生産補助が米国農業の生産規模を勘案すると相当額に上り、国際価格に影響を及ぼすと指摘している⁶²。また、2010年5月の中国の事務局報告書を見ると、中国が GATT20 条を根拠として環境保護・資源保存目的で課している一部産品に対する輸出税について、その国内生産者に対する補助金効果や非貿易的政策目標達成の経済的効率の点から明確に批判する⁶³。

加えて、個別審査のプロセスで、各国の慣行は TPRB において他の加盟国による討議に付され、協定整合性に関する質疑は不可避である。また、上記のとおりその議事録も TPRM 報告書の一部をなす。例えば我が国も、後述のインドの特別追加関税について、二国間交渉と並行して TPRB の審査会合においてその協定整合性について説明を求めることで、問題解決の圧力をかけることを試みている⁶⁴。

3.3 金融危機下の保護主義と WTO の多国間監視

2008年秋のリーマンショックに端を発する金融危機は WTO に支えられる自由貿易体制に新たな試練を課した。OECD によれば、同年第4四半期と翌2009年第1四半期の貿易量の落ち込みは1929年の世界大恐慌時を凌ぐ大幅なものであった。生産が多国籍化した21世紀の現代では、各国の景気後退に伴う内需減退に伴う完成品貿易の落ち込みに加え、グローバルサプライチェーンの形成に伴う中間財貿易の落ち込みが貿易量減少により拍車

⁶¹ 以上、本節に述べた TPRM の目的と機能については、Benzing [2006] pp. 623-627 および Chaisse and Debashis [2007] pp. 159-161 を参照。

⁶² *Trade Policy Review: Report by the Secretariat—United States*, pp. ii-iii, 61-63, 65-66, 93-94, WT/TPR/S/235 (Aug. 25, 2010).

⁶³ *Trade Policy Review: Report by the Secretariat—China, Revision*, pp. 42-44, WT/TPR/S/230/Rev.1 (July 5, 2010).

⁶⁴ 米谷・小林 [2010] (上) p. 895.

をかける結果となっていることが指摘される⁶⁵。

このような状況下では、1929年の保護主義の再来が懸念されるが、当時と大きく異なる点は、国際経済に関する政策協調のスキームが形成されていることである。今回の危機においても、危機勃発直後の2008年11月のG20ワシントンサミットは保護主義の拒否を表明し、貿易・投資障壁およびWTOに不整合な刺激策の不採用、ドーハ・ラウンドの推進を申し合わせた⁶⁶。特に2009年4月のG20ロンドンサミットにおける「回復と改革のためのグローバル・プラン」は「保護主義への対抗と世界的な貿易・投資の促進」と題し、より詳しく保護主義に関する処方提示している⁶⁷。

この事態において、WTOではTPRMの機能と経験が生かされた。2009年1月、WTOは事務局主導で金融危機以降の各国の貿易措置に関するサーベイを取りまとめてTPRBに報告する新たな多国間監視活動を開始した。TPRBではかかるサーベイはTPRMのマンデート外との一部加盟国からの批判もあったが⁶⁸、結局2009年4月のTPRB非公式会合で承認され、更に上記のロンドンサミットをはじめ国際社会の広い支持を得て、これまでに5回（うち2009年11月のものは年次報告書）刊行されている。このサーベイは、当事国の自己申告だけでなく相互に他国の措置を通報することができ、事務局も情報を検証する⁶⁹。その意味では、TPRMの相互評価としての性質がいっそう鮮明になっている。また、これと並行して、WTO、OECDおよびUNCTADが共同でG20に焦点を絞った同様の監視報告書（以下「G20監視報告書」）を準備し、これまでに3回刊行している⁷⁰。

これらの報告書においては概況の評価だけでなく、国別に個別措置が詳細な一覧表に取りまとめられ、附属書として添付されている。その範囲も、数量制限、関税引上げ、輸入救済措置の調査・発動、内外差別など物品貿易にかかる措置、サービス貿易にかかる措置、更に、必ずしも直接的にWTO協定の規律対象とはならないものも含まれるが、各国の景気刺激策・金融機関支援策にまで及ぶ。また、逆にこうした保護主義的措置の解除を含む貿易促進的な措置も掲載される。G20監視報告書は、WTOがOECD・UNCTADと共同することで、直接投資に影響を与える措置についてもリスト化した。このことによって、国際社会は数カ月毎に貿易・投資措置の導入状況をアップデートできる。

⁶⁵ Cheung and Guichard [2009] pp. 5-10.

⁶⁶ 「金融・世界経済に関する首脳会合宣言（仮訳）」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_aso/fwe_08/sks.html。

⁶⁷ 「回復と改革のためのグローバル・プラン（仮訳）」パラ22-24
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_aso/fwe_09/communique.html。

⁶⁸ 法的に言えば、当該報告書は、TPRMパラGに規定される事務局長年次報告の準備作業として位置づけられている。*Report to the TPRB from the Director-General on the Financial and Economic Crisis and Trade-Related Developments*, n. 1, WT/TPR/OV/W/2 (July 15, 2009).

⁶⁹ *Id.*, ¶ 16.

⁷⁰ 累次の報告書はWTOウェブサイトでも入手可能である
(http://www.wto.org/english/news_e/archive_e/trdev_arc_e.htm)。

TPRM 報告書同様、これらの報告書は特定の措置の法的評価を下すものではない。しかしながら、先に挙げた TPRM 報告書同様の効果を持つものであり、より高い頻度で現況が明らかになることで、各国通商政策の透明性をいっそう高める。また、このサーベイは個別紛争解決の端緒としても具体的に機能している。この報告書で取り上げられた米国の中国産鳥肉の衛生検疫規制がパネルに付託され (DS392)、9 月末に当該措置を SPS 協定違反とする判断が公表されている。

一連の報告書はグローバルな貿易制限的措置の広がりを示すものの、未曾有とも言われる危機的状況においても、各加盟国があからさまな協定違反を構成する措置を導入することなく、おしなべて WTO 協定を遵守している (少なくともその体裁を整えんとする) 実態を明らかにした。このことは、図らずも紛争解決機能を含めて執行機関としての WTO の実効性を示すこととなった⁷¹。

4 我が国にとっての執行機関 WTO

このような執行機関としての WTO からは、これまで我が国は大いに裨益してきたと言える。例えば 1996 年の日米自動車協議の際、1974 年通商法 301 条に基づく制裁につき WTO へ紛争付託を行ったことで、我が国は米国の一方主義の封じ込めに成功した (DS6)。この事例を見ても、我が国は早くもその発足当初からこの実効的な紛争解決制度の恩恵に浴していることは明らかである。この自動車事件を含めて、日本はこれまで 13 件の紛争について WTO に申立を行っており、9 件についてパネルないし上級委員会の判断を仰ぎ、うち 8 件で勝訴している⁷²。申立国としては鉄・自動車を中心とした製造業関連の案件で勝訴し、他方で被申立国としては農産物等の案件で敗訴している事実を踏まえると「収支決算はやや黒字」と評価されるが、勝訴案件でなくとも、手続利用によって上記の自動車事件のような成果を収めうることを勘案すれば、メリットはより大きいと評価される⁷³。

また、こうした我が国一国のスコアカードだけでなく、より微視的に見て、WTO によるルール執行が個別企業・産業にもたらす利益も少なくない。ペッカネン (Saadia M. Pekkanen) は、WTO 発足後、自動車、鉄鋼といった輸出競争力の高い産業の後押しによ

⁷¹ 川瀬 [2009]; Ruddy [2010].

⁷² 我が国が当事国となった WTO 紛争案件の一覧は、経済産業省通商政策局 (編) [2010] pp. 418-420 を参照。なお、この表は 2009 年末現在のものであり、EC・IT 製品関税分類事件パネル (DS375, 376, 377) での勝訴、そしてカナダ・再生可能エネルギー発生装置事件 (DS412) の協議要請が含まれていない。本文中の数字はこの 2 件を含む。

⁷³ 川島 [2005b]. なお、同稿が前提とする事実関係に加えて、その後我が国は EC・IT 製品関税分類事件のほかに米国・ゼロイングおよびサンセットレビュー事件 (DS322) でも勝訴し、他方で日本・韓国製 DRAM 相殺関税事件 (DS336) で敗訴している。

り日本が積極的に WTO における紛争解決手続を活用したことを実証し、これを「攻撃的法律主義 (aggressive legalism)」と呼んでいる⁷⁴。このことは、執行機関としての WTO とその活用がこれらの産業の輸出利益を促進していることの証左である。具体的に最近の例を引くと、EC・IT 製品関税分類事件 (DS375, 376, 377) においては、経済産業省の試算では、2009 年のみ、しかも対象商品のうち複合機に限っても、2400 億円の対欧輸出について 140 億円の関税の過払いが発生した⁷⁵。過払い関税分の製品価格上昇によって逸失した売り上げも含めると、日本企業が当該紛争の解決により得られる経済的利益はいっそう多額であることが分かる。

しかし、未だに日本の WTO の活用はこの点で十分ではない。例えば EU は既に 80 件を超える協議要請を行っており、このうち少なくともパネルの判断まで至ったものは、31 件に過ぎない。米国についてはもっと少なく、96 件に対して 34 件である。つまり、米・EU は最初から法的判断を前提とせず、協議要請を非常に機動的に行い、貿易利益の実現のためのツールとして使いこなしていることを示す。これに対して我が国はパネルの判断に至らずに解決した案件は 3 件にとどまり、政治的にやむを得ない案件、あるいはパネルの判断を仰いでも勝訴を確信できる案件に絞って WTO 手続に付託しているようにも思われる。また、手続により裨益する産業も従来は鉄鋼、自動車、そして最近は IT が加わったものの、一部に偏重していることが伺える。

こうした中、WTO 手続の利用による海外市場における自己権益の拡大について産業界の意識を広く覚醒し、また個別産業が海外の不公正貿易慣行について政府に WTO への付託を求める手続を整備することにより、ユーザーの裾野を広げる努力の必要性が指摘される⁷⁶。そもそも WTO 紛争解決手続は、形式的には国が当事者だが、広く企業利益を代弁する手続と言える。実際、米・EU では、産業界が自己の海外進出利益を目的に、政府と協調して WTO 紛争を提起する官民パートナーシップが定着している。例えば、EC・バナナ輸入制度事件 (DS27) におけるチキータやドールのように、特定企業の利益が政府の主張に反映されている事案は枚挙にいとまがない⁷⁷。このようなプロセスでは、輸出競争に悪影響を与える海外の慣行の探査から DSB 勧告の履行までの各段階において、企業・産業界が重要な役割を担い、コストを負担する⁷⁸。

WTO 手続の我が国産業界に対する有用性は、最近のインド・特別追加関税事件を見てもよ

⁷⁴ Pekkanen [2008].

⁷⁵ 「EU の情報技術協定対象製品への関税賦課に関する WTO 紛争処理小委員会報告書の公表について」(経済産業省、2010 年 8 月 16 日) <http://www.meti.go.jp/press/20100816003/20100816003.pdf>.

⁷⁶ 川島 [2005b].

⁷⁷ これらの官民パートナーシップについては、Shaffer [2003]に明らかにされている。

⁷⁸ Bown [2009] ch. 5.

く理解できる。本件では、酒類について徴収された当該税が実質的に GATT2 条等に反する蓋然性が高いことが、既に米国の訴え（DS360）によってパネル・上級委員会に認定されていた。我が国はこれを受けて、関心品目である家電・情報機器の特別追加関税の撤廃を求め、措置の法的整合性を問う議論と WTO への紛争付託の可能性を示しながら、二国間交渉を推し進めた。更に、日印経済委員会や経団連からも、産業界レベルでの申し入れを行っている⁷⁹。本件では最終的に正式な WTO 手続への付託を行っていないが、WTO 協定に基づく法的議論を援用した二国間協議、そして産業界がこれを側面支援することが有効であることを、雄弁に物語る事例といえる。

他方、多国間監視については、1992 年から毎年刊行されている経済産業省産業構造審議会による「不公正貿易慣行報告書」により、我が国独自の試みとして WTO ルールの執行に寄与してきた。当該報告書は、WTO、そして現在では我が国締結の EPA の遵守確保を目的としており、通商外交における我が国のルール指向の姿勢を示している⁸⁰。このことは、米国版不公正貿易報告書（National Trade Estimate）が協定適合性でなく、もっぱら米国の物品・サービス輸出、知的財産権、投資等への悪影響を判断基準として個別慣行の評価を行っているのとは対照的である⁸¹。

このような履行監視のノウハウは、今回の金融危機においても生かされた。上記の金融危機 TPRB 報告書の第 1 回目を刊行した直後の 2009 年 2 月、ラミー（Pascal Lamy）事務局長はダボス会議に際して二階経済産業大臣（当時）に、事務局の監視リソースの不足を理由に情報提供を呼びかけた⁸²。経産省は保護主義監視特別チームを編成し、3 月のラミー事務局長来日時に情報提供を行なうとともに、同年 5 月に独自の調査報告書を刊行した⁸³。

5 結び

以上のことから、ラウンドの難航をもって WTO が機能不全のように説くことが、いかに一面的な議論であるかが読者諸賢にも理解していただけたものと思う。たしかに新たなルールや市場開放約束の合意が遅々として進まない現状は、憂慮すべき事態である。しかし、現行の WTO 協定および付随する貿易自由化の約束は 1948 年の GATT 発足以来営々と 60

⁷⁹ このプロセスについては、米谷・小林 [2010]（下）に詳しい。

⁸⁰ 経済産業省通商政策局（編）[2010] pp. 3-7.

⁸¹ 米国不公正貿易報告書の根拠法令（19 U.S.C. §2241）による。また、報告書にも、“The NTE covers significant barriers, whether they are consistent or inconsistent with international trading rules”と記載されている。USTR [2010] p. 2.

⁸² 「二階経済産業大臣の閣議後大臣記者会見の概要」（経済産業省、2009 年 2 月 24 日）

http://www.meti.go.jp/speeches/data_ed/ed090224j.html。

⁸³ 「経済危機下のいわゆる保護主義を巡る動向と経済産業省の対応」（経済産業省、2009 年 5 月 27 日）

<http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g90527c02j.pdf>。

年以上も積み上げられた成果であり、そこから裨益できるものが現在の交渉停滞によって損なわれるわけではない。WTO加盟国153カ国は、貿易量・額において全てが我が国にとって等しく重要なわけではない。よって、新たな市場開放や直接投資の自由化・保護については選択的にRTAで補完しつつ、ルール執行機関としてのWTOを通してこれまで達成した貿易自由化を享受することが妥当な方策といえる。

冒頭に引用した2008年ノーベル賞受賞者のクルーグマンの言説は、2008年7月の一般理事会におけるラウンド妥結失敗の後にNY Times紙ウェブ版に氏が開設しているブログ“The Conscience of a Liberal”にアップした記事からの引用である。クルーグマンが論じるところ、ラウンド合意に至らない事実はなんらWTO体制の終焉を意味しない。そして、その理由はポストिंगの結びにこのように記されている。

「こうしている間も、引き続き現行協定は有効だ。これはスムート・ホーレイ法ではないし、2002年のブッシュによる鉄鋼関税引き上げですらない。人生は続く、そして貿易も。」(Meanwhile, existing agreements stand. This isn't Smoot-Hawley; it isn't even the 2002 Bush steel tariff. Life, and trade, will go on.)⁸⁴

つまりは、ラウンドの合意形成失敗は新たな保護主義的措置の導入を意味するのではなく、現行のルールがあるかぎり、WTOにより維持される自由貿易は不変だ、という含意である。国際貿易システムに対する氏の洞察を示す一節であろう。

より憂うべきは、ラウンドの難航そのものよりも、むしろ戦後のGATT・WTO体制が成し得た成果をなおざりにして、WTOを軽視する「気分」である。政治もマスコミも、WTOに関して無用な危機感・閉塞感を煽ることは、全世界、特に外需頼みの成長に依存する我が国にとっては、全く国益に適うものではない。また、RTAもWTOのサブシステムであり「ミニWTO」である以上、その締結・執行にはWTOに関する知見・経験に学ぶことが不可欠であることも忘れてはならない。

(了)

⁸⁴ 注1参照。

参考文献

- Araki, Ichiro [2008] “Decision-Making Mechanism in the WTO,” in Akira Kotera, Ichiro Araki and Tsuyoshi Kawase (eds.), *The Future of the Multilateral Trading System: East Asian Perspectives*, pp. 95-118, London: CMP Publishing.
- Benzing, Markus [2006] “Trade Policy Review Mechanism,” in Rüdiger Wolfrum, Peter-Tobias Stoll and Karen Kaiser (eds.), *WTO: Institutions and Dispute Settlement*, pp. 619-634, Leiden: Martinus Nijhoff Publishers.
- Blustein, Paul [2010] “R.I.P, WTO: Why 2010 Could Mark the Death of the Global Trade System as We Know It,” *Foreign Policy*, Jan./Feb. 2010 (available at http://www.foreignpolicy.com/articles/2010/01/04/rip_wto).
- Bown, Chad P. [2009] *Self-enforcing Trade: Developing Countries and WTO Dispute Settlement*, Washington, D.C.: Brookings Institution Press.
- Bown, Chad P., and Joost Pauwelyn (eds.) [2009] *The Law, Economics and Politics of Retaliation in WTO Dispute Settlement*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Chaisse, Julien, and Chakraborty Debashis [2007] “Implementing WTO Rules through Negotiations and Sanctions: The Role of Trade Policy Review Mechanism and Dispute Settlement System,” *University of Pennsylvania Journal of International Economic Law*, Vol. 28, No. 1, pp. 153-185.
- Chayes, Abram, and Antonia Handler Chayes [1995] *The New Sovereignty: Compliance with International Regulatory Agreements*, Cambridge: Harvard University Press.
- Cheung, Calista, and Stéphanie Guichard [2009] *Understanding the World Trade Collapse* (OECD Economics Department Working Papers No. 729) (available at http://www.oecd-ilibrary.org/economics/understanding-the-world-trade-collapse_220821574732).
- Franck, Thomas M. [1995] *Fairness in International Law and Institutions*, Oxford: Oxford University Press.
- Guzman, Andrew T. [2008] *How International Law Works: A Rational Choice Theory*, Oxford: Oxford University Press.
- Hillman, Jennifer [2009] “Conflicts between Dispute Settlement Mechanisms in Regional Trade Agreements and the WTO—What Should the WTO Do?,” *Cornell International Law Journal*, Vol. 42, No. 2, pp. 193-208.
- Hufbauer, Gary Clyde, Jeffrey J. Schott and Woan Foong Wong [2010] *Figuring Out the Doha Round*, Washington, D.C.: Peterson Institute for International Economics.

- Jones, Kent [2010] *The Doha Blues: Institutional Crisis and Reform in the WTO*, New York: Oxford University Press.
- Kawase, Tsuyoshi [2008] "Implementation Issues under the WTO Dispute Settlement Procedure: Thoughts on Procedural Factors and Proposals for Improvement," in Akira Kotera, Ichiro Araki and Tsuyoshi Kawase (eds.), *The Future of the Multilateral Trading System: East Asian Perspectives*, pp. 215-254, London: CMP Publishing.
- Kessie, Edwini [2004] "The 'Early Harvest Negotiation' in 2003," in Federico Ortino and Ernst-Ulrich Petersmann (eds.), *The WTO Dispute Settlement System 1995-2003*, pp. 115-150, Hague: Kluwer Law International.
- Kufuor, Kofi Oteng [2004] *World Trade Governance and Developing Countries: The GATT/WTO Code Committee System*, London: Blackwell Publishing.
- Laird, Sam [1999] "The WTO's Trade Policy Review Mechanism—From through the Looking Glass," *The World Economy*, Vol. 22, Issue 6, pp. 741-764.
- Lang, Andrew, and Joanne Scott [2009] "The Hidden World of WTO Governance," *European Journal of International Law*, Vol. 20, No. 3, pp. 575-614.
- Leitner, Kara, and Lester Simon [2010] "WTO Dispute Settlement 1995-2009—A Statistical Analysis," *Journal of International Economic Law*, Vol. 13, No. 1, pp. 205-218.
- Mavroidis, Petros C. [2005] "Development of WTO Dispute Settlement Procedures through Case-Law," in Federico Ortino and Ernst-Ulrich Petersmann (eds.), *The WTO Dispute Settlement System 1995-2003*, pp. 153-176, Hague: Kluwer Law International.
- Oduor, Maurice [2005] "Resolving Trade Disputes in Africa: Choosing between Multilateralism and Regionalism: The Case of COMESA and the WTO," *Tulane Journal of International and Comparative Law*, Vol. 13, pp. 177-218.
- Pauwelyn, Joost [2004] "Going Global, Regional or Both? Dispute Settlement in the Southern African Development Community (SADC) and Overlaps with the WTO and Other Jurisdictions," *Minnesota Journal of Global Trade*, Vol. 13, Issue 2, pp. 231-304.
- Pauwelyn, Joost, and Luiz Eduardo Salles [2009] "Forum Shopping before International Tribunals: (Real) Concerns, (Im) Possible Solutions," *Cornell Journal of International Law*, Vol. 42, No. 1, pp. 77-118.

- Pekkanen, Saadia M. [2008] *Japan's Aggressive Legalism: Law and Foreign Trade Politics beyond the WTO*, Stanford: Stanford University Press.
- Posner, Eric A. [2009] *The Perils of Global Legalism*, Chicago: University of Chicago Press.
- Ruddy, Brendan [2010] "The Critical Success of the WTO: Trade Policies of the Current Economic Crisis," *Journal of International Economic Law*, Vol. 13, No. 2, pp. 475-495.
- Schemeil, Yves [2004] "Expertise and Political Competence: Consensus Making within the World Trade Organization and the World Meteorological Organization," in Bob Reinalda and Bertjan Verbeek (eds.), *Decision Making within International Organizations*, pp. 77-89, London: Routledge.
- Shaffer, Gregory C. [2003] *Defending Interests: Public-Private Partnerships in WTO Litigation*, Washington, D.C.: Brookings Institution Press.
- Simmons, Beth A. [2009] *Mobilizing for Human Rights: International Law in Domestic Politics*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Steger, Debra P. (ed.) [2009] *Redesigning the World Trade Organization for the Twenty-First Century*, Waterloo: Wilfrid Laurier University Press.
- Subedi, Surya P. [2010] "The WTO Dispute Settlement Mechanism as a New Technique for Settling Disputes in International Law," in Duncan French, Matthew Saul and Nigel D. White (eds.), *International Law and Dispute Settlement: New Problems and Techniques*, pp. 173-190, Oxford: Hart Publishing.
- Sutherland, Peter, et al. [2004] *The Future of the WTO: Addressing Institutional Challenges in the New Millennium*, Geneva: World Trade Organization.
- USTR [2010] *2010 National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers*, Washington, D.C.: USGPO.

岩沢雄司 [2001] 「WTO 紛争処理の国際法上の意義と特質」国際法学会（編）『紛争の解決（日本と国際法の100年 第9巻）』9章, 三省堂.

川島富士雄 [2005a] 「WTO 紛争解決手続における司法化の諸相—DSU 運用の10年を振り返って—」『日本国際経済法学会年報』14号, pp. 92-117.

川島富士雄 [2005b] 「我が国のWTO 紛争解決手続の活用実績と今後の課題—自由貿易体制に対する長期的な支持の確保に向けて—」『法律時報』77巻6号, pp. 46-53.

川瀬剛志 [2005] 「ドーハ・ラウンドにおけるWTO 紛争解決了解の『改善と明確化』—より一層の司法化の是非をめぐって—」『日本国際経済法学会年報』14号, pp. 118-150.

- 川瀬剛志 [2008] 「WTO と地域経済統合体の紛争解決手続の競合と調整 ―フォーラム選択条項の比較・検討を中心として― (1) (2・完)」『上智法学論集』52 卷 1・2 号, pp. 149-183 / 52 卷 3 号, pp. 1-109.
- 川瀬剛志 [2009] 「世界金融危機後の保護主義と WTO ―多国間通商協定によるガバナンスの役割、実効性および課題」『法律時報』81 卷 11 号, pp. 80-86.
- 川瀬剛志・荒木一郎 (編著) [2005] 『WTO 紛争解決手続における履行制度』三省堂.
- 経済産業省通商政策局 (編) [2010] 『不公正貿易報告書 (2010 年版)』日経印刷.
- 米谷三以・小林献一 [2010] 「インド特別追加関税をめぐる通商交渉 ～WTO/EPA の使い方 (上) (下)」『国際商事法務』38 卷 7 号, pp. 886-896 / 38 卷 8 号, pp. 1071-1083.
- 内記香子 [2007] 「SPS 協定の一〇年―二大紛争の影に隠れた歴史」『法律時報』79 卷 7 号, pp. 32-37.
- 中川淳司 [2009] 「ほころび目立つ IMF・WTO 体制、G20 などと機能統合急げ」『日本経済新聞』2009 年 7 月 8 日朝刊, p. 25.
- メリルズ、J. G. (長谷川正国訳) [2008] 『新版 国際紛争処理概論』成文堂.

表 4 代表的な履行難航案件

No.	被申立国	申立国	事件名 (事件番号)	報告書採択日	履行・解決の有無 (時期)	履行の状況
1	米国	EC	FSC (外国販売会社) 税制 (DS108)	00.3.20	履行済 (06.5)	法令廃止
2		EC	著作権法 110 条 (DS160)	00.7.27	未履行	DSB 勧告実施法案が議会を通過せず
3		日本、EC	1916 年 AD 法 (DS136, 162)	00.9.26	未履行	法令廃止 (04.10) / 廃止立法に遡及効がないので、廃止以前に提訴された個別事件の審理は続行
4		日本	熱延鋼板 AD 税 (DS184)	01.8.23	未履行	DSB 勧告実施法案が議会を通過せず
5		EC	歳入法 211 条 (DS176)	02.2.1	未履行	DSB 勧告実施法案が議会を通過せず
6		日本、EC など 11 カ国	バード修正条項 (DS217, 234)	03.1.27	未履行	法令廃止 (06.2) / 一部経過措置に伴う違反が残存、日・EU は引き続き対抗措置を発動
7		ブラジル	綿花補助金 (DS267)	05.3.21	未履行	解決に向けて補助金の制限に関する中間合意枠組を WTO に通報 (10.8)
8		アンティグア=バブーダ	越境賭博サービス (DS285)	05.4.20	未履行	越境賭博サービスに関する約束の撤回をめぐる交渉中
9		日本、EC	ゼロイング (DS294) ゼロイングおよびサンセットレビュー (DS322)	06.5.9 (EC) / 07.1.23 (日)	未履行	個別措置の是正、ゼロイング計算規則の改定共に不十分であることが履行確認審で認定

No.	被申立国	申立国	事件名 (事件番号)	報告書採択日	履行・解決の有無 (時期)	履行の状況
10	EC	米国、メキシコ、エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス	バナナ輸入制度 (DS27)	97.9.25	解決 (09.12)	被申立国の一部と段階的関税引下げで合意
11		米国、カナダ	ホルモン投与牛肉禁輸 (DS26, 48)	98.2.13	解決 (09.5)	米・EC 間でホルモンフリー牛肉の無税枠拡大等の妥協案に合意
12		米国、カナダ、アルゼンチン	遺伝子組換物質 (DS291, 292, 293)	06.11.21	解決 (亜・加、10.3) / 未履行 (米)	アルゼンチン、カナダとは二国間協議の枠組を設けることで合意、WTO に通報
13	カナダ	ブラジル	民間航空機補助金 (DS46)	99.8.20	未履行	DSB より対抗措置の承認を得て交渉継続 (対抗措置は未実施)
14		オーストラリア、ニュージーランド	乳製品補助金 (DS103, 113)	99.10.27	解決 (03.5)	補助金の制限について相互に合意、WTO に通報
15	ブラジル	カナダ	民間航空機補助金 (DS70)	99.8.20	未履行	DSB より対抗措置の承認を得て交渉継続 (対抗措置は未実施)